
事例報告

本学における養護教諭養成について

竹 崎 登喜江
落 合 賀津子

北里大学看護学部

1. はじめに

学校教育法第37条第12項に「養護教諭は、児童の養護をつかさどる」とある。この「養護をつかさどる」とは、昭和47年の保健体育審議会答申の中で、「児童生徒の健康を保持増進するすべての活動」と解されている。平成20年中央教育審議会答申では、近年のいじめ、不登校、薬物乱用、性の逸脱行動、生活習慣病、食物アレルギーなど、「多様化・深刻化している子どもの現代的な健康問題を解決するためには、すべての教職員が共通の認識を持ち、校長のリーダーシップのもと、学校保健計画に基づき、教職員の保健部などの学校内の関係組織が十分に機能し、すべての教職員で学校保健を推進することができるように組織体制に整備を図り、保健教育と保健管理に取り組むことが必要である」と述べた上で、「養護教諭は、学校保健活動の推進に当たって中核的な役割を果たしており、現代的な健康課題の解決に向けて重要な責務を担っている」としている。養護教諭の職務については、「昭和47年及び平成9年の保健体育審議会答申において主要な役割が示されている。それらを踏まえて、現在、救急処置、健康診断、疾病予防などの保健管理、保健教育、健康相談活動、保健室経営、保健組織活動などを行っている」としている。また、「現代的な健康課題の対応に当たり、学級担任等、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、スクールカウンセラーなど学校内における連携、また医療関係者や福祉関係者などの地域の関係機関との連携を推進することが必要となっている中、養護教諭はコーディネーターの役割を担う必要がある」とも述べられている。

それに加え、「深刻化する子どもの現代的な健康課題の解決に向けて、学級担任や教科担任等連携し、養護教諭の有する知識や技能などの専門性を保健教育に活用することがより求められることから、学級活動などにおける保健指導はもとより、専門性を生かし、チーム・ティーティングや兼職発令を受け保健の領域にかかわる授業を行うなど保健学習への参画が増えており、養護教諭の保健教育に果たす役割が増している」として、「保健教育の

充実や子どもの現代的な健康課題に対応した看護学の履修内容の検討を行うなど、教員養成段階における教育を充実する必要がある」と提言している。

さらに、平成7年には学校教育法施行規則の一部改正が行われ、養護教諭も保健主事に任命されるようになり、あわせて管理職登用の道も開かれることとなった。このように、学校保健に関する専門性を持ち、学校保健活動の推進役として、企画力、実践力、調整能力等を発揮できる養護教諭の育成が求められており、本学養成担当者の責務もますます重大となっている。

2. 本学部がめざす養護教諭一種免許取得者の人材養成像

従来、わが国には、保健師助産師看護師法の規定により養護教諭二種の免許を取得することができる制度がある。それは、大学在学時に教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目である「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「情報機器の操作」の4科目8単位を修得しており、「保健師」の資格を取得した後、卒業後各都道府県教育委員会に免許状の申請をするというものであるが、平成21年度、北里大学看護学部では教職課程を設置し、教職課程で規定された所定の授業科目を修得すると、教育職員免許状（養護教諭一種）が取得できることとなった。

北里大学看護学部がめざす養護教諭一種免許取得者の人材養成像は、1) 看護学部の基本理念及び使命に則り、学部の特性とそこで得られる看護師、保健師の資格を活かして、専門性が高く、視野の広い養護教諭を養成する。2) 心身の健康教育が高まり、養護教諭の役割が重要となっている学校教育の中で、実践の場で指導力を発揮できる人材を養成するとしている。

3. 教職課程委員会の設置

教職課程を開設するにあたり、平成24年6月19日に看護学部教職委員会規定が制定、平成25年4月1日に施行となり、この規定に基づき教職課程委員会が設置された。教職課程委員会の目的は、第2条において「看護学部を設置する教職課程の適正かつ円滑な運営を行い、その内容及び方法についての充実、改善及び公立科を図ることを目的とする。」と定められている。具体的な業務は、第3条により、(1) 看護学部教職課程の運営に関する事項、(2) 北里大学教職課程センターとの連携に関する事項、(3) 教育職員免許法上の教科目に関する事項、(4) 教職課程履修方法に関する事項、(5) 授業実施計画の策定に関する事項、(6) 教育実習に関する事項、(7) 教育職員免許状の授与に関する事項、(8) 教育職員免許状更新講習に関する事項、(9) その他教職課程に関する事項となっている。委員会の構成は、第4条において「教授会において選出された以下の委員をもって構成する」

とあり、(1) 看護学部専任教員若干名、(2) 看護学部教職課程教員若干名、(3) 学部長が指名した者若干名とあり、平成27年度の組織は、委員長1名、副委員長1名、委員4名で構成されている。第7条には「委員会に関する事務は、看護学部事務室教授係が担当する」とあり、平成26年度において、委員会は6回開催された。

4. 教職課程履修の流れ

養護教諭一種免許における教育職員免許法施行規則に定める科目区分は、「養護に関する科目」、「教職に関する科目」、「養護又は教職に関する科目」となっている。「養護に関する科目」の中で、「衛生学及び公衆衛生学」、「健康相談活動の理論及び方法」、「栄養学」、「解剖学及び生理学」、「『微生物学、免疫学、薬理理論』」、「精神保健」、「看護学」は看護学部の開設授業科目（必修科目）に対応している。但し、学校・産業看護学、学校保健、養護概説の3科目は、4年次の履修となっている。

「健康相談活動の理論及び方法」に関しては、平成21年度に改正・施行された「学校保健安全法」第8条には「健康相談」の項目が新設され、「学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。」という条文が加えられた。そして、「養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の自治条的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し・・・(後略)」とあるように、健康相談においても養護教諭の役割が重要になってきているため、平成28年度から「健康相談論」として科目を新設し、3年次に履修することになっている。

履修の流れは次の通りである。

(1) 看護学部における履修の流れ

1年次：4月教職課程の履修説明

- ・ 1年次配当教職関係科目の履修（日本国憲法A・Bの中から1科目、健康とスポーツ演習、ライフスポーツ演習A・B・Cの中から1科目、英語BⅠ・Ⅱ、情報科学A・Bから1科目）

2年次：4月教職課程履修ガイダンス・北里大学教職課程履修登録カード提出

- ・ 2年次配当教職関係科目の履修（教職概論・教育原理、教育心理学・カリキュラム論）

（1年次に情報科学を履修していない学生は、2年次開講の医療情報処理論の履修可）

- ・ 3月教職課程履修者選抜試験・養護実習オリエンテーション（母校実習打診）

3年次：4月教職課程履修ガイダンス・教職課程履修登録

- ・ 3年次配当教職関係科目の履修（生徒指導論、道徳教育論、特別活動論、教育相

談論)

- ・ 3月履修確認面接

4年次：教職課程履修（養護実習）ガイダンス

- ・ 4年次配当「養護に関する科目」の履修（学校・産業看護学、学校保健学、養護概説）教職関係科目の履修（教育方法論、養護実習、教職実践演習）
- ・ 4月～12月事前事後指導
- ・ 9月～11月養護実習
- ・ 12月教職実践演習（養護）の履修

（2）教職課程履修者選抜

以下の履修基準を満たしている学生に対し、3年次進級時に選抜試験を実施する。履修者数は最大で15名である。選抜試験は教職課程委員全員で行う。

履修基準

- ① 1・2年次において教育職員免許法施行規則66条6の科目を修得していること。
- ② 1・2年次配当の当該教職課程カリキュラムの定める「教職に関する科目」「養護に関する科目」「教育職員免許法施行規則66条6の科目」の成績が優秀であること。
- ③ 面接等により、養護教諭を志望する動機・目的が明確に確認できること。
- ④ 健康状態が履修に影響ないこと。
- ⑤ ①②において学習態度等に問題がないこと。

選抜試験の方法

2年次末までの成績の評価・選抜試験における小論文の内容・面接を実施して総合的に判断する。

5. 科目「教育方法論」の履修

平成10年に施行された教育職員免許法の一部改正により保健の教科の領域に係る事項の教授を担当する教諭又は講師になることができるようになったこと及び平成20年の中央教育審議会答申にあるように、「深刻化する子どもの現代的な健康課題の解決に向けて、学級担任や教科担任等連携し、養護教諭の有する知識や技能などの専門性を保健教育に活用することがより求められることから、学級活動などにおける保健指導はもとより、専門性を生かし、ティーム・ティーティングや兼職発令を受け保健の領域にかかわる授業を行うなど保健学習への参画が増えており、養護教諭の保健教育に果たす役割が増している。」と述べられているように、養護実習における保健指導、保健学習の機会は増えていくことが考えられるため、4年次に履修する教職関係科目の中から「教育方法論」を取りあげて、具体的に述べてみたい。

この科目の教育目標は「児童生徒が自らの健康課題を解決できるように、養護教諭として必要な授業方法に関する知識や技術を深めるとともに、養護実習に備えて模擬授業を通して教育方法の実践力を培うこと」を掲げた。教育内容としては、「学校における教育方法の歴史、保健指導や保健の授業における授業方法について学び、各自の教育観を明確にする。また、学習指導案を作成し、教材研究、教育機器の活用を十分検討した上で、模擬授業を実施し、お互いに授業分析を行い、養護教諭として適切な保健指導・保健の教科に関する授業についての実践力を高める」とした。到達目標として、①教育方法の基礎を理解できる。②教育情報機器について理解ができ、有効に活用できる。③学習指導案を作成し、模擬授業の実践と授業分析を行い、教育方法の実践力を高めることができた」とした。

(1) 「教育方法論」の授業内容

看護学部では、3年後期に引き続き、4年前期も3週間の領域別実習が2クール設定されており、6週間は授業ができない。そのため、前期の授業は2コマ続きの授業構成となっている。領域別実習に入ると病院実習や地域の施設などの実習のため模擬授業の準備に時間が取れない状況があることを考慮して、授業の5・6回目までに模擬授業の内容が重ならないように履修者全員で分担する単元と発表順番を話し合いの上決定した。

分担する単元は、養護実習校と同じ校種のものを選択した。今年度の履修生の実習校は、小学校2名、中学校4名、高等学校2名であった。模擬授業にあたって、学生は学習指導案を作成し教材研究をした上で、養護実習を担当する教員による個別指導を受けた。模擬授業は9～15コマ目に、実習校に合わせ小学校は45分、中・高等学校は50分とした。

(2) 模擬授業の流れと授業分析

- ・模擬授業の前日は、講義室にてリハーサルを行う。
- ・中学校及び高等学校の場合は、一人50分、小学校の場合は一人45分間の模擬授業を行う。
- ・児童生徒役は授業分析を行い、それをもとに模擬授業研究会において意見交換を行うことによって、相互に実践力を高める。
- ・教職課程委員の教員からの講評を受ける。

児童生徒役になった学生にはあらかじめ授業分析シートを配布しておき、「授業展開（導入・展開・まとめ）」、「説明・発問・指示の仕方」、「声の大きさ・声のめりはり」それぞれの項目について、よかった点、もっとこうすればいいという点を記入させた。また、「授業をしている時の態度」、「この授業を通して伝わったこと」、「全体の感想」も記入させた。学生はこの意見交換の中で活発に出された意見の中からヒントを得て、自分の模擬授業に生かすことができた。どの学生も熱心に学習指導案作成や教材研究に臨み、この模擬授業の経験は養護実習への意欲にもつながっていった。

(3) 養護実習における集団への健康教育の実施状況

平成24年から平成26年度までの3回の教育実習（以下養護実習とする）における集団への健康教育の実施状況は表1の通りである。

表1 養護実習校における集団への健康教育の実施状況

| | 1期生 (平成24年度) 11人 | 2期生 (平成25年度) 10人 | 3期生 (平成26年度) 12人 |
|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 45分又は50分の 保健の授業 | 7 (58.3%) | 3 (30.0%) | 6 (50.0%) |
| 45分又は50分の 特別活動・学級指導 | 4 (33.3%) | 6 (60.0%) | 5 (41.6%) |
| 15分の保健指導 | 1 (8.3%) | | 1 (8.3) |
| 実施せず | | 1 (10%) | |

45分又は50分の保健の授業を実施した者は、1期生7名(58.3%)、2期生3名(30.0%)、3期生6名(50.0%)である。45分又は50分の学級指導として実施した者は、1期生4名(33.3%)、2期生6名(60.0%)、3期生5名(41.6%)であり、ほとんどの学生が集団への健康教育を実施していた。実施しなかった者は1名のみである。

6. 養護実習

養護実習には事前指導と養護実習が含まれている。平成27年度においては、事前指導は4月10日～8月26日に実施した。養護実習は本実習を連続する3週間、特別支援学校見学実習4日間としている。実習時期は、領域別実習・統合実習が実施されていない期間の9月上旬～10月上旬、もしくは11月上旬～12月上旬とし、実習校の状況に合わせて受入可能な期間としている。本実習校は原則として実習生の出身校の中学校又は小学校とし、諸事情により母校実習ができない場合は、相模原市及び実習協力校において実習をさせていただいている。特別支援学校の見学実習は神奈川県立及び東京都立校にて実施させていただいている。

なお養護実習を履修しようとするためには、4年次前期までの看護学部必修科目及び教職事前演習を除く教職課程の科目の単位を修得していることを前提条件としている。

(1) 養護実習の目標

- 1) 学校教育の概要を知り学校保健活動及び養護教諭の果たす役割を理解する。
- 2) 児童生徒の発達や健康問題の特性を理解する。
- 3) 児童生徒の健康問題を適切に判断し、養護活動の計画・実施（指導）・評価ができる基礎的な能力を養う。
- 4) 特別支援教育における養護教諭として必要な役割機能を理解する。
- 5) 養護実習全体を通して、自己の養護教諭像を描くことができる。

(2) 事前指導

北里大学看護学部教育理念及び養護実習の目標を達成するために、平成27年度の前指導においては、以下のような内容をもとに、1コマずつの授業を12コマ、集中講義を2日間実施した。集中講義の最後の授業では、養護実習に向けて作成した「自己課題テーマ」を各学生が発表し、実習の目標を明確にするとともに、学生及び教員からの助言を得ることができた。

- 1) 養護実習の意義と目的
- 2) 養護実習の方法・内容
- 3) 学校教育の概要
- 4) 最近の学校保健の動向と養護教諭へ期待すること
- 5) 養護実習にあたって必要な技術（演習）
- 6) 養護実習に当たっての心得等
- 7) 実習校の確認と諸連絡

(3) 本実習

養護実習にあたっては、看護学部教職課程委員が分担して担当学生を決め、実習校への事前の電話連絡、実習中の学校訪問、実習後の個別指導を実施している。

実習校に依頼した「平成27年度養護実習についてのお願い」は次の通りである。

北里大学看護学部養護実習
平成27年度養護実習についてのお願い

1. 今後の予定について
 - 1) 本学部担当教員から6月中に電話連絡をさせていただきます。実習中の訪問指導日程等は追って調整させていただきます。
 - 2) 学生の事前訪問日時等は、実習生が事前に貴校へ電話をします。よろしくお願いします。
2. 実習計画について
 - 1) 貴校の実情に即した計画に基づいてご指導をお願いします。
 - 2) 健康観察、給食指導、清掃指導等を通じて、児童生徒を理解できるように、できれば学級配属をお願いします。
3. 実習内容について
 - 1) 実習生は、事前訪問日又は実習初日に誓約書、養護実習生調書、養護実習生出勤簿、養護実習評価表及び封筒、返信用のレターパックを貴校に提出します。
 - 2) 養護実習日誌は毎日記録し、指導教諭の指示に従いまして当日または翌日に提出しますので、ご指導、ご助言をお願いします。
 - 3) 養護実習最終日の日誌については、学生が一旦持ち帰り全ての記録を記入し、学内の担当教員が指導した後に、速やかに大学から貴校に郵送または学生が持参します。
 - 4) 集団への健康教育（授業または特別活動等）の実施については、指導教諭のご指導のもとに行い、計画・実施・評価等についてご指導いただければと思います。（以下省略）

(4) 養護実習の実践例

平成26年度の養護実習の中から、各校種ごとの実践例を紹介したい。校種により、また学校の実情により、実習計画は多様であるので、教職実践演習、実習報告会で各学生が発表し、実習内容を全員で共有できるよう指導した。

学生A（実習校：中学・高等学校）

クラス配属：中学2年全クラスを1日ずつ朝礼・昼食指導・終令見学実習、清掃指導

授業見学：保健の授業の見学（中学2年全クラス）スクールカウンセラーによる特別講義の見学

AED講習会の見学

授業：「喫煙と健康」についての保健指導（中学2年生全クラス）

保健室対応：体調不良の生徒への問診、外傷の処置、相談活動

保健活動：インフルエンザ予防のためにポスターの掲示、トイレの手指消毒薬の補充、保健だより作成、保健委員の活動に参加

その他：日本スポーツ振興センターの手続き、保健日誌の記入など

学生B（実習校：小学校）

クラス配属：3年

1週目：講義（教頭・教務主任・養護教諭・栄養教諭・特別支援教育教員）

見学実習（3・5年生・特別支援学級）

配属学級の給食指導、清掃指導・引き渡し訓練見学

2 週目：保健室実習（健康観察板集計・管理職への報告・保健室対応）

授業見学（2・3年生）・校外学習参加（3年生理科）

配属学級の給食指導、清掃指導

3 週目：保健室実習（健康観察板集計、管理職への報告、保健室対応）

環境衛生検査（水質検査、給食室の衛生検査等）

授業見学（3・4年生）

校外学習（3年理科、社会科見学）

保健の授業（配属学級にて「けんこうというたからもの」

配属学級にて、給食指導、清掃指導

学生C（実習校：中学校）

1 週目：講話（保健指導部、生徒指導部、特別指導部等）

配属学級（2年）にて朝・帰りの会、昼食指導、清掃指導（3週間を通して）

授業見学、学習室（個別支援学級）の見学

保健室対応の見学

保健委員会活動の見学（石鹸交換、水質検査、掲示物の交換）

2 週目：保健指導（研究授業）の実施「性感染症とその予防」

保健室対応、全校生徒の出欠席状況の記録

保健委員会の文化祭に向けた準備に参加

講話（スクールカウンセラーの役割）

3 週目：保健だよりの作成

保健室対応、全校生徒の出欠席状況・来室生徒の記録

配属学級の道徳の授業見学、文化祭に向けた合唱練習に参加

学校薬剤師による学校環境衛生検査の見学（水質検査、ダニ検査など）

健康診断後の受診済みの生徒の確認（各生徒の健康手帳に記録）

（5）特別支援学校見学実習

神奈川県立養護学校及び東京都立の特別支援学校において、障がいを持つ児童・生徒の学校での活動を見学し、成長・発達や健康上の特性を学ぶとともに、保健室における障がいを持つ児童・生徒と養護教諭との関わりを見学し、養護教諭の役割機能を学ぶことを目的としている。

学生は各実習校に1～3名配属され、4日間実習をしている。特別支援学校での学びはレポートにまとめて提出している。

（6）事後指導

学生は、実習記録の整理を行った上で、実習担当教員の面接指導を受け、実習についての自己評価（到達度評価）を行う。また、12月には、事後指導の一環として、実習報告会を実施し、一人10分間でパワーポイントを作成し、養護実習の成果と今後の課題をまとめ発表を行う。

その後、「実習報告会の発表資料」、「健康教育の学習指導案」、「レポート『教育実習で得た成果と今後の課題』」は「養護実習の報告」として1冊にまとめ、履修生への卒業記念として贈っている。

7. 教職実践演習（養護）

教育実践演習は、教職科目の総まとめとして、養護教諭として必要な資質能力である実践的な指導力形成及び最終的な確認を内容とするもので、看護学部教職課程委員、教職課程センターや外部講師の協力を得て、講義、ロールプレイング、グループ討議、発表を通じて、学生自身が主体的に実践できる方法を取り入れて実施している。理学部、海洋生命学部との合同の授業としては、①学校運営における事故防止、防災計画等に関する講義、生徒指導についての学校現場の教員による講義、グループ討議、発表、②今日的教育課題に関する授業として、神奈川県立総合教育センター見学及び講義、高等学校訪問及び講義、③授業力の向上に関する学習では「授業の達人先生」による模擬授業への参加、④学級経営についての学校現場の先生の講義、グループ討議、発表がある。

看護学部単独の授業としては、12月中旬集中講義にて①実践的指導力向上に関する学習として、特別支援学校見学実習の振り返りと特別支援学校における養護教諭の役割に関するグループ討議と発表、②保健室における救急処置及び養護教諭の相談活動に関する事例についてのグループ討議と発表、③「将来の養護教諭像」についてのグループ討議と発表を予定している。

8. 今後に向けて

本学部が目指す養護教諭像は、本学の特性でもある看護学部の学びや領域別看護実習、統合実習の成果など、看護師資格を生かした、専門性が高く、広い視野で実践的な指導力が発揮できる人材の育成にある。領域別看護実習における学びは、保健室を訪れた児童生徒の心の健康問題と身体症状に関する知識理解を可能にし、観察の仕方や受け止め方等についての確かな判断力と対応力の基盤となるものとする。また、北里大学が推し進めている「チーム医療」の中でそれぞれの職種の専門性と指導力を生かしながら実践される「患者中心の医療の精神」は、養護教諭の日々の執務の中で、教職員や関係機関、地域との連

携に生かすことができると考える。養成を担当するものとして、このような本学看護学部の利点を生かし、今後も児童生徒及び教職員の健康の保持増進を図り、学校における教育活動が円滑に推進できるよう専門性を発揮し、教職員と共に協力・連携していくことのできる養護教諭の育成を目指していきたい。

平成24年度には養護教諭一種免許状を取得した卒業生が11名誕生し、25年度10名、26年度12名、合計で33名となった。現在4年生の履修者は8名で、3年生は9名となっている。今年度は、看護師勤務経験のあり、一種免許を取得した卒業生の中から教員採用試験の合格者が出て、平成28年度には初めての養護教諭が誕生する運びとなっている。北里大学教職課程センターでは、教員採用試験の希望者に対して在校生に限らず卒業後も面接指導や論文指導などのバックアップ体制を整えているので、養護教諭を希望する学生・卒業生に対して今後も支援をしていきたい。